

この相談会は「税理士記念日事業」として行っております。

①相談対象者

- ・事業所得、不動産所得又は雑所得を有する者のうち、令和6年分の所得金額（専従者控除前又青色専従者給与及び青色申告特別控除前）300万円以下の者
 - ・基準期間の課税売上高が3,000万円以下の消費税課税事業者かつ上記に該当する者
 - ・上記に準ずる者、給与所得者及び年金受給者
- （注）相談内容が複雑な方等についてはご遠慮ください。

②必要書類

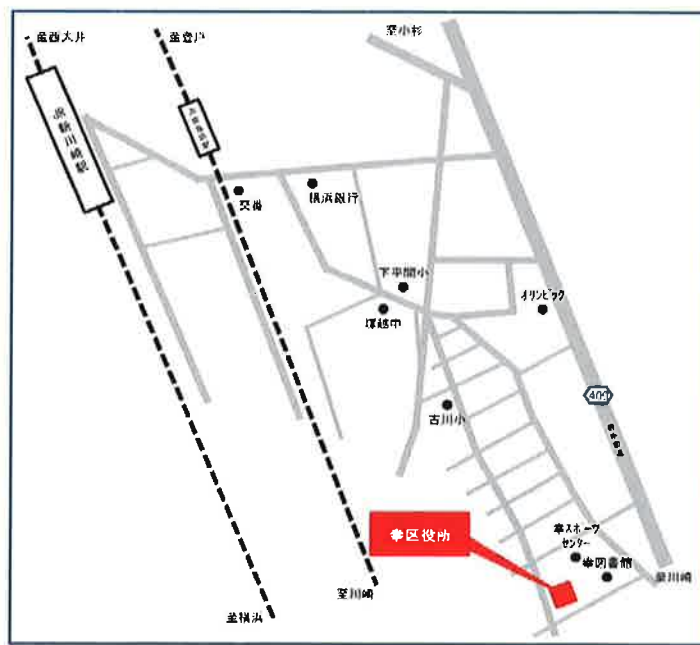
年金又は給与の源泉徴収票・各種控除証明書・医療費の領収書・その他収入、経費など確定申告書を作成するために必要な書類、前年の確定申告書の控、通帳、印鑑、利用者識別番号・暗証番号等

③注意事項

- ① 譲渡所得のある方、住宅ローン控除初年度の方、その他相談内容が複雑な方のご遠慮ください。
- ② 医療費の領収書は事前に集計してご来場ください。
- ③ 混雑状況により、受付を早めに締め切らせていただく場合がございます。

日 時：令和8年2月5日（木）・6日（金）
9：30～15：30（受付時間 15：00まで）

場 所：幸区役所
川崎市幸区戸手本町1-11-1



【お問い合わせ】東京地方税理士会川崎南支部 (044) 233-5340

(10:00～11:00・13:00～14:00)

※ホームページでもご紹介しております。 <https://www.tochizei.or.jp/sodan/index.html>